

諮問番号：令和3年諮問第7号

諮問日：令和3年12月9日

答申番号：令和3年度答申第7号

答申日：令和4年3月29日

件名：「令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験の特定受験者の第1次試験の2つの試験種目（多肢選択式及び論文式）の標準点及び各試験種目における順位を記した資料並びに『総合得点』及び当該総合得点順の『順位』を記した資料」の不開示に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験の特定受験者の第1次試験の2つの試験種目（多肢選択式及び論文式）の標準点及び各試験種目における順位を記した資料並びに『総合得点』及び当該総合得点順の『順位』を記した資料」につき、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「規程」という。）第3条ただし書に定める事務局文書に該当するとしてその全部を不開示としたことは妥当である。

### 第2 苦情申出人の主張の要旨

#### 1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、規程第3条に基づく「令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験の特定受験者の第1次試験の2つの試験種目（多肢選択式及び論文式）の標準点及び各試験種目における順位を記した資料並びに『総合得点』及び当該総合得点順の『順位』を記した資料」（以下「本件対象文書」という。）の開示申出に対し、令和3年9月1日付け参庶文発第82号（以下「令和3年9月1日付け通知書」という。）により参議院事務局（以下「事務局」という。）が開示しないとしたことについて、その取消しを求め、改めて本件対象文書を開示すべきものである。

#### 2 苦情申出の理由

苦情申出人の主張する苦情申出の主たる理由は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

令和3年9月1日付け通知書において、どのような事務局文書が特定されたのか了知できるものとなっておらず、理由の提示の要件を欠いており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号。以下「情報公開法」という。）第9条第2項の趣旨及び行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第8条第1項の趣旨に照らして不合理である。

また、事務局には個人情報の開示に係る制度がない中で、自己情報又は開示につき本人の同意がある個人情報を不開示とすることは不合理である。

さらに、第1次試験不合格者には通知している成績を第1次試験合格者には通知しないということは、憲法第14条第1項の趣旨に反し、政策担当秘書資格試験受験者の成績に係る情報の公表方法等を定めた実施計画自体が無効であり、規程第3条ただし書により不開示とした決

定は取り消すべきである。

### 第3 事務局の説明の要旨

#### 1 本件対象文書

開示を求められた事務局文書は、「令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験の特定受験者の第1次試験の2つの試験種目（多肢選択式及び論文式）の標準点及び各試験種目における順位を記した資料」及び「令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験の特定受験者の第1次試験における『総合得点』及び当該総合得点順の『順位』を記した資料」である。

#### 2 不開示理由の要旨

令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験（以下「本件試験」という。）は、令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験実施計画（以下「実施計画」という。）に基づいて実施されている。実施計画は、衆議院及び参議院の議院運営委員会に設置された秘書問題協議会の議を経た上で、政策担当秘書資格試験委員会によって策定されている。実施計画においては、「第1次試験不合格者に対する成績通知 多肢選択式試験及び論文式試験を受験し、第1次試験を不合格となった者（欠席者及び棄権者を除く。）のうち希望者に対し、第1次試験の成績を通知する。具体的な手続き等は、第1次試験会場において告知するほか、最終合格者発表後に参議院ホームページ及び衆議院ホームページに掲載する。なお、成績通知書の内容及び採点結果等に関する照会には、一切応じない。」と政策担当秘書資格試験受験者の成績に係る情報の公表方法及び公表の対象となる情報を定めている。

実施計画は、参議院、参議院議員及び参議院の附属機関である事務局を拘束するものである。

一方で、規程は事務局内部の規定にすぎないことから、実施計画が規程に優先することは明らかである。そのため、およそ政策担当秘書資格試験に係る情報については全て実施計画の効力が及ぶ。

規程第3条ただし書中の「法令又は参議院の決定（参議院における会派間の合意を含む。）」は、規程に優先する定めを列挙したものであり、規程第3条ただし書は、そのような別段の定めのある事務局文書が事務局の情報公開制度とは別の枠組みで公開されるべきであることを確認的に規定した条文である。

前述のとおり、実施計画が規程に優先すること及び規程第3条ただし書の趣旨が規程に優先する定めを開示の例外とするものであることを併せ考えると、実施計画は規程第3条ただし書に定める「参議院の決定（参議院における会派間の合意を含む。）」に該当する。

また、本件対象文書は政策担当秘書資格試験に係る情報が記載されていることから、実施計画の効力は本件対象文書に及ぶ。

以上のことから、本件対象文書は規程第3条ただし書に定める事務局文書に該当するため不開示とした。

#### 3 苦情申出人の主張に対する所見

まず、苦情申出人は、令和3年9月1日付け通知書において、どのような事務局文書が特定されたのか了知できるものとなっておらず、理由の提示の要件を欠いており、情報公開法第9条第2項の趣旨及び行政手続法第8条第1項の趣旨に照らして不合理である旨主張する。この点に関し、事務局は、令和3年9月1日付け通知書において、本件対象文書の「不開示とした事務局文書の名称」を文書の表題ではなく内容の情報を記載して文書を特定し、不開示と判断

した。このような方法であっても、苦情申出人は請求した文書が特定されたことや、当該文書にどのような情報が記載されており、それがどのような根拠で規程第3条ただし書に該当するのかは十分に了知できる。むしろ、事務局としては、この方法により回答することが請求者に対する情報提供の姿勢としては望ましく、請求者の利益にかなうものと考えているところである。

また、苦情申出人は、事務局には個人情報の開示に係る制度がない中で、自己情報又は開示につき本人の同意がある個人情報を不開示とすることは不合理である旨主張する。この点に関し事務局は、本件対象文書を不開示とした理由は、当該文書が規程第3条ただし書に定める「開示につき法令又は参議院の決定（参議院における会派間の合意を含む。）に別段の定めがある事務局文書」に該当し、すなわち、事務局の情報公開制度上において開示を行う文書の対象にはないからであるため、このような文書に関して、苦情申出人主張の議論を行う余地は存在しないと考える。

最後に、苦情申出人は、第1次試験不合格者には通知している成績を第1次試験合格者には通知しないということは、憲法第14条第1項の趣旨に反し、政策担当秘書資格試験受験者の成績に係る情報の公表方法を定めた実施計画自体が無効であり、規程第3条ただし書により不開示とした決定は取り消すべきである旨主張する。この点に関し、実施計画は、衆議院及び参議院の議院運営委員会に設置された秘書問題協議会の議を経た上で、政策担当秘書資格試験委員会によって策定されており、その中の成績通知方法も含め、憲法上衆参両院が有する議院の自律権に基づいて決定されているものである。また、実施計画中に法的に無効とされるような内容は見当たらない。したがって、事務局は、実施計画自体が憲法の趣旨に反しており無効であるという苦情申出人の主張は適当ではないと考える。

したがって、本件対象文書については、なお不開示とすべきものである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ①令和3年12月 9日 諮問の受理
- ② 同月13日 調査・審議
- ③令和4年 1月11日 事務局の職員（庶務部議員課長）からの説明聴取及び調査（本件対象文書の見分を含む。）・審議
- ④ 3月29日 調査・審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書の不開示情報該当性について

参議院事務局情報公開苦情審査会令和3年度答申第4号において、政策担当秘書資格試験の情報が記載された事務局文書について、実施計画はおよそ政策担当秘書資格試験受験者の成績に係る情報全てに関してその効力が及ぶことから、規程第3条ただし書に定める事務局文書に該当し不開示としたことは妥当であるとの判断を行ったところである。

本件対象文書についても上記の判断と同様に、規程第3条ただし書に定める「開示につき法令又は参議院の決定（参議院における会派間の合意を含む。）に別段の定めがある事務局文書」に該当するとして不開示としたことは妥当である。

以下、苦情の申出を踏まえ、2において、本件対象文書の名称として内容の情報を記載し特定したことの妥当性について、3において、自己情報又は開示につき本人の同意がある個人情報の

開示の適否について、4において、憲法第14条第1項と実施計画における成績通知の定め の効力について検討する。

## 2 本件対象文書の名称を内容の情報を記載し特定したことの妥当性について

### (1) 事務局による本件対象文書の特定について

当審査会で、事務局に説明を求め、本件対象文書を見分したところ、その表題は、「令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験第1次試験合格者決定資料」であり、また、その記載内容は、本件試験の第1次試験の2つの試験種目の標準点や順位、総合得点や総合順位等が記された文書であり、事務局による本件対象文書の特定に問題はないことを確認した。

### (2) 本件対象文書に記載された情報が了知し得るかについて

事務局は、前記「1 本件対象文書」で述べたとおり、本件対象文書の記載内容に着目し、内容の情報を名称とし文書を特定し通知した。特定された文書が、本件試験の2つの試験種目の標準点や順位、総合得点や総合順位等の情報が記された文書であることは、通知した文書の名称から苦情申出人が十分了知できるところであり、令和3年9月1日付け通知書の「不開示とした理由」の中でも、本件対象文書は政策担当秘書資格試験に係る情報が記載されていることを説明しており、記載された情報について十分に説明をしていると認められ、したがって、理由の提示がされたものと考えられる。

## 3 自己情報又は開示につき本人の同意がある個人情報の開示の適否について

前記「第3 事務局の説明の要旨」の「2 不開示理由の要旨」において説明されているとおり、事務局が本件対象文書を不開示とした理由は、本件対象文書が規程第3条ただし書に定める「開示につき法令又は参議院の決定（参議院における会派間の合意を含む。）に別段の定めがある事務局文書」に該当するためである。このことにより、本件対象文書は事務局文書であるが、事務局の情報公開制度上において開示を行う文書の対象とはならない。このような文書について、自己情報又は開示につき本人の同意がある個人情報の開示の適否の議論を行う余地はそもそも存在しない。

なお、事務局の情報公開制度上開示対象となる事務局文書に関する自己情報等開示請求を認める余地があるかという点については、事務局文書の開示制度である規程の内容を踏まえて判断する必要がある。

規程は、情報公開法の定めを準用するなど、情報公開法の考え方を踏まえて作られている。

情報公開法においては、開示請求に際して、開示請求対象文書と開示請求人との関係に関する規定はなく、開示請求に際し本人であることの確認手続きが設けられていない。本人開示について、国の情報公開法の立案の基礎となった平成8年12月16日行政改革委員会答申では、情報公開法は、何人にも開示請求権を付与し、請求の理由や目的を問わない仕組みとなっており、「本人開示の問題は、基本的には個人情報保護に関する制度の中で解決すべき問題である。」としている。

当審査会は、規程の趣旨について、別件苦情申出に係る答申（参議院事務局情報公開苦情審査会令和3年度答申第1号）において、事務局における自己情報又は開示につき本人の同意がある個人情報の開示の適否を考察する場合には、情報公開法上の解釈が基本となり、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求や開示につき本人の同意がある場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されるべきではない旨判断している。

これを敷衍すれば、本件申出についてもこの考えを前提として判断されるべきものであり、

苦情申出人の、自己情報又は開示につき本人の同意がある個人情報を開示とすることは不合理である旨の主張は、規程の下では妥当ではない。

#### 4 憲法第14条第1項と実施計画における成績通知に関する定め効力について

実施計画は、衆議院及び参議院の議院運営委員会に設置された秘書問題協議会の議を経た上で、政策担当秘書資格試験委員会によって策定されている。実施計画については、憲法上衆参各院が有する議院の自律権に基づいて決定されているものであり、その中で第1次試験不合格者のうち希望者に対してのみ成績を通知すること、成績通知方法も含め、成績通知書の内容及び採点結果等に関する照会には一切応じないことが定められている。この点は過去の当審査会の答申でも述べているところである（参議院事務局情報公開苦情審査会令和3年度答申第4号参照）。

このとおり、実施計画が、憲法上の議院の自律権に由来したものである以上、当該計画の内容には議院の広範な裁量権が及ぶこととなる。また、他の資格試験の成績通知の方法を概観しても、国会議員政策担当秘書資格試験における成績通知の方法が特異なものとはいえ、ゆえに憲法第14条第1項を根拠として実施計画自体が無効であるとの苦情申出人の主張は認められない。

#### 5 結論

以上のとおり、本件対象文書につき、規程第3条ただし書に定める事務局文書に該当するとしてその全部を開示としたことは妥当であると判断した。

(答申をした委員の氏名)

瀧上信光、鈴木庸夫、高山崇彦